

## 工事設計変更事務取扱要領

### (趣旨)

**第1条** この要領は、別に定めるもののほか、設計内容の変更（以下「設計変更」という。）及びこれに伴う契約変更の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

### (設計変更のできる範囲)

**第2条** 設計変更のできる範囲は、次に掲げる理由により、やむを得ず原設計を変更する必要が生じた場合とする。

- (1) 契約後に生じた外的条件によるもの
  - ア 自然現象その他不可抗力による場合
  - イ 他の事業及び施行条件等に関連する場合
  - ウ 地元調整等の処理による場合
- (2) 契約時において確認困難な要因に基づくもの
  - ア 推定岩盤線の確認に基づく場合
  - イ 地盤支持力の確認に基づく場合
  - ウ 土質の確認に基づく場合
  - エ 地下埋設物の撤去等に基づく場合
  - オ 建設リサイクル法等に基づく場合（数量、処理方法、処理場等の変更）
  - カ 諸経費調整に基づく場合
  - キ 施工条件の明示項目の変更に基づく場合
  - ク 測量・地質調査時等に判明が不可能な場合
  - ケ その他確認困難な要因及び誤測等でやむを得ない場合
- (3) 予算処理に基づくもの
- (4) 認可条件等の処理に伴うもの

### (設計変更により契約変更のできる範囲)

**第3条** 設計変更により契約変更のできる範囲は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 増加額が当初契約金額の30パーセント以内の場合。ただし、施行中の工事と分離して施行することが著しく困難な場合は、この限りでない。
- (2) 当初契約金額を減額する場合

### (設計変更の手続)

**第4条** 設計変更は、その必要が生じた都度、監督職員が当該変更の内容を掌握し、予算の範囲内で処理できることを確認した上で、行うものとする。

- 2 監督職員は、当該変更の内容を設計変更協議書（別紙様式。以下「協議書」という。）に整理し、直属の部長の承認を得た上で、契約者の現場代理人に対し設計変更の協議を

協議書により行うものとする。

- 3 前項の場合において、設計変更の内容が軽易なもので、設計変更による増減見込額が当初契約金額の30パーセント以内で、かつ、300万円未満であるときは、工事担当課長の承認により設計変更の協議を行うことができるものとする。

**(契約変更の手続)**

**第5条** 設計変更に伴う契約変更の手続は、その必要が生じた場合に遅滞なく行うものとする。ただし、契約内容を著しく変更する必要がないものは、工期末までに行うことができるものとする。

**(変更契約金額の算出)**

**第6条** 変更契約金額は、変更工事価格に原税抜き契約金額を乗じて得た額を、原工事価格で除して得た額（千円未満の端数は切り捨てる。ただし、契約者の同意を得られないものにあつては、この限りでない。）に消費税及び地方消費税の相当額を加算した額とする。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成9年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要領は、平成24年4月1日から施行する。